

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	資料 8 - 3
提出年月日	令和 5 年 3 月 2 日

ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

指摘事項

No. 230206-01	緊急時対策所	提出資料全体) 泊は緊急時対策所を指揮所と待機所を分けて設置しているが、必要な設備や遮蔽壁の構造等の説明において緊急時対策所とひとくくりに記載している。それぞれの建物に対しての書き分けの要否を整理の上、他社の記載も参考に必要に応じて記載を修正し、説明すること。
---------------	--------	---

従来は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所双方に同じ設備が保管・設置されているような場合は「緊急時対策所」と表記し、どちらか一方にしか設備が保管されていないような場合には「緊急時対策所指揮所」「緊急時対策所待機所」と記載を分ける方針としていたが、「緊急時対策所」だけの記載の場合、「緊急時対策所指揮所」か「緊急時対策所待機所」のどちらの説明か分かりづらいことから、上記の指摘事項を踏まえ、以下の方針に従い記載の適正化を図ることとした。

1. 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の記載分けについて

緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計としており、説明資料においては、概念としての「緊急時対策所」と、物理的な存在としての「緊急時対策所」（緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所）を下記の方針に従い記載分けしている。

(1) 物理的な設備としてではなく、規制要求としての「緊急時対策所」（概念としての「緊急時対策所」）を示すときは、単に「緊急時対策所」と記載する。

また、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の双方を合わせて説明する場合で、表現が冗長化するような場合も単に「緊急時対策所」と記載する。

例)

発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。

緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。

緊急時対策所の可搬型空気浄化装置として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを保管し、空気供給

装置として圧力計を設置するとともに空気供給装置（空気ボンベ）を保管する設計とする。

(2) 物理的な設備や構造に関する説明，緊急時対策所指揮所か緊急時対策所待機所どちらか一方の検討内容・評価結果を示す必要があるときや，具体的な保管場所や操作場所などを説明する場合には，「緊急時対策所指揮所」，「緊急時対策所待機所」を個別に記載する。

例)

可搬型空気浄化装置として，可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは，可搬型空気浄化装置配管を介して緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し，放射性物質の侵入を低減できる設計とする。  
また，空気供給装置は，プルーム通過時において，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し，希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。

圧力計は，緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。

(9) 可搬型モニタリングポスト

検出器	: NaI ((Tl))シンチレーション検出器及び半導体検出器
計測範囲	: B. G. ～100mGy/h
台数	: 12 (予備 1)
伝送方法	: 衛星電話回線
使用場所	: 屋外
保管場所	: <u>緊急時対策所待機所</u>

(3) その他

「緊急時対策所遮へい」については，物理的な構造物であるが，既許可に記載の「1次遮へい」などは物理的な設置場所が複数個所であるが設置許可においてはひとつの「1次遮へい」としており，設置場所ごとに記載名称を分けていない。

「緊急時対策所遮へい」についても，緊急時対策所指揮所，緊急時対策所指揮所にそれぞれ設置されるものであるが，「1次遮へい」の扱いと同様の考えから記載名称を分けない方針とする。

以上